明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第31期決算公告

平成29年2月9日
東京都国立市富士見台四丁目12番地12
株式会社たくみ
代表取締役　今村　正二

貸借対照表の要旨
（平成28年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,434
	固定資産	43,557
	合計	73,992
負純資産債及の部び	流動負債	126,377
	固定負債	24,145
	株主資本	△76,531
	資本金	10,000
	利益剰余金	△86,531
	繰越利益剰余金	△86,531
	（うち当期純利益）	（2,415）
	合計	73,992

第27期決算公告

平成29年2月9日
東京都国立市富士見台四丁目12番地12
株式会社国立工房
代表取締役　今村　正二

貸借対照表の要旨
（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	118,705
	固定資産	3,931
	合計	122,637
負純資産債及の部び	流動負債	77,161
	固定負債	47,457
	株主資本	△1,981
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,981
	繰越利益剰余金	△11,981
	（うち当期純利益）	（6,375）
	合計	122,637

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年十二月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月九日
東京都国立市富士見台四丁目一二番地一二
（甲）株式会社国立工房
代表取締役　今村　正二
東京都国立市富士見台四丁目一二番地一二
（乙）株式会社たくみ
代表取締役　今村　正二

第12期決算公告

平成29年2月9日　東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
アイレックスシステム株式会社
代表取締役　高橋　譲治

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	222,982	流動負債	47,699
固定資産	116,794	（賞与引当金）	（15,953）
		固定負債	39,804
		退職給与引当金	38,628
		役員退任慰労引当金	1,176
		株主資本	247,000
		資本金	50,000
		利益剰余金	197,000
		その他利益剰余金	197,000
		（うち当期純利益）	（22,070）
		評価・換算差額等	5,272
		その他有価証券評価差額金	5,272
資産合計	339,777	負債・純資産合計	339,777

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）左記のとおりです。

平成二十九年二月九日
東京都中央区日本橋本町四丁目八番一四号
（甲）株式会社アイレックスシステム
代表取締役　高橋　譲治
東京都中央区日本橋本町四丁目八番一四号
（乙）アイレックスシステム株式会社
代表取締役　高橋　譲治

優先資本金の額の減少公告

平成29年2月9日

神奈川県横浜市神奈川区金港町6番地3
株式会社エスピーシー・アカウンティング・サービス内
エフエム品川特定目的会社
取締役　阿部　幸宣

エフエム品川特定目的会社（以下「本特定目的会社」という。）は平成29年2月24日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第110条第2項の規定により公告致します。

1．優先資本金の額の減少をする目的
(a) 特定資産たる建物の減価償却費、特定資産の売却、運用又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、本特定目的会社が各優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。
(b) 優先出資の消却を目的とした特定社債の発行等によるリファイナンスのため。
なお、上記減価償却費、特定資産の売却、運用又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額、及び優先出資の消却を目的とした特定社債の発行等のリファイナンスにより生じた消却引当金を総称して「優先出資消却原資」という。

2．優先資本金の額の減少をする要件
優先出資消却原資の範囲内で、取締役が下記(i)又は(ii)の計算方法により各優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。
(i) 優先出資消却原資の計算を行い、取締役が、簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの優先出資消却原資の累計額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の(α)本特定目的会社の維持・運営に係る債務の支払、(β)各種積立金の積立て、(γ)利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が50,000円の整数倍とならない場合には直近の50,000円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、各優先資本金の額の減少を決定する。
(ii) 優先出資の消却を目的とした特定社債の発行がされた場合で、取締役がその裁量により簡易減資消却が適当であると判断した場合、特定社債の発行代わり金を原資として、各優先資本金の額の減少を決定する。

3．優先資本金の額の減少をする時期
本特定目的会社の優先出資消却原資が生じた場合で取締役が適切と認める時期に行う。但し、上記2．(ii)の場合は特定社債の発行から6ヶ月以内とする。

4．減少する優先資本金の額　金5,000,000,000円

5．優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
全ての種類の優先出資とする。
優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は100,000口である。

6．優先出資の消却の方法
(a) 上記2．(i)の場合は、下記(b)の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。
上記2．(ii)の場合は、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。
(b) 消却金額は払込金額50,000円に対し金50,000円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、各優先出資社員の有する優先出資の口数に応じて按分して算出（但し、小数点以下切捨て。）されるものとする。

7．優先資本金の額の減少において消却に要する金額　金5,000,000,000円

8．優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全ての種類の優先出資とする。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部（配送料別）　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円、二八〇円）　本体二六〇円）